

報告第十八号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和三年九月二十一日

江戸川区長 齊藤 猛

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	仮称江戸川区松島地区区民 施設新築工事	スターツCAM株式会社 代表取締役 直井 秀幸	2.10.22 (306日間)	円 1,021,790,000	今回 3.6.15	円 1,026,267,000 (4,477,000) (0.4%)	土地の掘削作業及び杭工事の支障となる地中障害物が発生したため、撤去処分を行ったことによる増
	江戸川区立篠崎小学校教室 棟外解体工事	株式会社美禰 代表取締役 堀 哲昭	3.3.17 (97日間)	円 92,999,500	今回 3.8.2	円 90,882,000 (2,117,500) (2.3%)	受注者の不正又は不誠実な行為により、工事を中断した期間があったため、工期内に工事を完了することができなくなったことによる工期の延長後に、受注者からの申出を受け、発生材運搬車両を搬出する際の作業効率を考慮するとともに、これまでの作業実態に合わせて発生材運搬車両数を減らしたことによる減
	江戸川区立南小岩小学校教室棟外解体工事	株式会社美禰 代表取締役 堀 哲昭	3.3.17 (97日間)	円 92,290,000	今回 3.8.2	円 89,342,000 (2,948,000) (3.2%)	受注者の不正又は不誠実な行為により、工事を中断した期間があったため、工期内に工事を完了することができなくなったことによる工期の延長後に、受注者からの申出を受け、発生材運搬車両を搬出する際の作業効率を考慮するとともに、これまでの作業実態に合わせて発生材運搬車両数を減らしたことによる減

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
土 木 工 事	仮称新左近川親水公園ラグビー場整備工事	株式会社スイコウ 代表取締役 菊池 雄二	3.3.17 (220 日間)	円 409,739,000	今回 3.4.27	円 410,467,200(728,200) (0.2%)	「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」を用いて積算し、令和3年3月1日以降に締結した工事請負契約について、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」に基づく契約金額に変更したことによる増
	松本橋架替工事(その8)	株式会社横河ブリッジ 代表取締役 高田 和彦	3.3.17 (340 日間)	円 693,000,000	今回 3.5.7	円 696,176,800(3,176,800) (0.5%)	「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」を用いて積算し、令和3年3月1日以降に締結した工事請負契約について、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」に基づく契約金額に変更したことによる増